(2025年8月)

頁	訂正箇所	改正前	改正後
8	7 行目 追記	(特定機械等) 【(令)第12条2号】 2 第一種圧力容器(小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)、ガス事業法(昭和29年法律第51号)又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和45年法律第149号)の適用を受けるものを除く。)	(特定機械等) 2 第一種圧力容器(小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置(圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車(同法第 58 条第 1 項に規定する検査対象外軽自動車を除く。)であって、同法第 2 条第 5 項に規定する運行の用に供するものに限る。)の燃料装置のうち同法第 41 条第 1 項の技術基準に適合するものをいう。以下同じ。)に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)、ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和 6 年法律第 38 号)の適用を受けるものを除く。)
20	10 行目 削除	(ボイラー室の出入口) 【ボ則第 19 条】 第 19 条 事業者は、ボイラー室には、2 以上の出入口を設けなけれ ばならない。ただし、ボイラーを取り扱う <mark>労働</mark> 者が緊急の場合に避 難するのに支障がないボイラー室については、この限りでない。	(ボイラー室の出入口) 第19条 事業者は、ボイラー室には、2以上の出入口を設けなければ ならない。ただし、ボイラーを取り扱う者が緊急の場合に避難するの に支障がないボイラー室については、この限りでない。
26	9 行目 修正追記	 (ボイラー室の管理等) 【ボ則第29条・ボ則第29条第1項1号】 第29条 事業者は、ボイラー室の管理等について、次の事項を行なわなければならない。 1 ボイラー室その他のボイラー設置場所には、関係者以外の者がみだりに立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に掲示すること。 	(ボイラー室の管理等) 第 29 条 事業者は、ボイラー室の管理等について、次の事項を行わ なければならない。 1 ボイラー室その他のボイラー設置場所に関係者以外の者がみだり に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示するこ とその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁 止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示 すること。
26	_{下から} 8 行目 修正	(ボイラー室の管理等) 【ボ則第 29 条第 1 項 6 号】 6 燃焼室、煙道等のれんがに割れが生じ、又はボイラーとれんが積 みとの間に <mark>すき間</mark> が生じたときは、 <mark>すみやか</mark> に補修すること。	(ボイラー室の管理等)6 燃焼室、煙道等のれんがに割れが生じ、又はボイラーとれんが積みとの間に隙間が生じたときは、速やかに補修すること。
30	15 行目 修正	(事故報告) 【(規)第96条第2項】 2 次条第1項の規定による報告書の提出と併せて前項の報告書の提出をしようとする場合にあっては、当該報告書の記載事項のうち次条第1項の報告書の記載事項と重複する部分の記入は要しないものとする。	(事故報告) 2 次条第1項の規定による報告と併せて前項の報告書の提出をしようとする場合にあっては、当該報告書の記載事項のうち次条第1項各号(第12号を除く。)に掲げる事項と重複する部分の記入は要しないものとする。
30	下から 8 行目 修正追記	(労働者死傷病報告)【(規)第97条】 第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内 若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により 死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書 を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	(労働者死傷病報告) 第97条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若 しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒(以下「労 働災害等」という。)により死亡し、又は休業したときは、遅滞な く、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監

		2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業	督署長に <mark>報告</mark> しなければならない。
		者は、同項の規定にかかわらず、1月から3月まで、4月から6月ま	1 労働保険番号(建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働
		で、7月から9月まで及び10月から12月までの期間における当該	災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の労働保険番
		事実について、様式第24号による報告書をそれぞれの期間における	号)
		最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に <mark>提出</mark> しなけれ	2 事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号
		ばならない。	3 常時使用する労働者の数
			4 建設工事の作業に従事する労働者が労働災害等により死亡し、又
			は休業した場合は当該工事の名称
			5 事業場の構内において作業に従事する請負人の労働者が労働災害
			等により死亡し、又は休業した場合は当該事業場の名称
			6 建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死
			亡し、又は休業した場合は元方事業者の事業場の名称
			7 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関
			する法律(昭和 60 年法律第 88 号)第 2 条第 2 号に規定する派遣労
			働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は、当該報告を
			行う事業者が当該派遣労働者に係る同条第四号に規定する派遣先又
			は同号に規定する派遣元事業主のいずれに該当するかの別並びに当
			該派遣先の事業場の名称及び郵便番号
			8 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者の氏名、生年月日
			及び年齢、性別、職種、当該職種における経験期間並びに傷病の名
			称及び部位
			9 休業見込期間又は死亡日時
			10 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者が外国人(出入
			国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)別表第 1 の 1 の表
			の外交又は公用の在留資格をもって在留する者及び日本国との平和条
			約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法
			(平成3年法律第71号)に定める特別永住者を除く。)である場合
			はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分
			11 労働災害等の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその
			略図並びに原因
			12 報告年月日並びに事業者及び報告者の職氏名
			2 前項の場合において、休業の日数が4日に満たないときは、事業
			者は、同項の規定にかかわらず、1月から3月まで、4月から6月ま
			で、7月から9月まで及び10月から12月までの期間における当該事
			実について、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、電
			子情報処理組織を使用して、同項各号(第9号を除く。)に掲げる事
			項及び休業日数を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
103	4行目	(悪天候時の作業禁止) 【(規)第 522 条】	(悪天候時の作業禁止)
	修正	第522条 事業者は、高さが2メートル以上の箇所で作業を行なう場	第522条 事業者は、高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合
		合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施に	において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施につ
		ついて危険が予想されるときは、当該作業 <mark>に労働者を従事</mark> させてはな	いて危険が予想されるときは、当該作業を <mark>行わ</mark> せてはならない。

		らない。	
103	下から 10 行目 削除	(昇降するための設備の設置等) 【(規)第526条第2項】 2 前項の作業に従事する労働者は、同項本文の規定により安全に昇降するための設備等が設けられたときは、当該設備等を使用しなければならない。	(昇降するための設備の設置等) 2 前項の作業に従事する者は、同項本文の規定により安全に昇降す るための設備等が設けられたときは、当該設備等を使用しなければな らない。
104	下から 9 行目 修正追記	(立入禁止)【(規)第530条】 第530条 事業者は、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある 箇所に関係労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。	(立入禁止) 第530条 事業者は、墜落により危険を及ぼすおそれのある箇所に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。
106	下から 5 行目 修正追記	(架設通路)【(規)第 552 条第 2 項 2 号】 2 前号の措置を講ずる箇所には、 <mark>関係労働者以外の労働者を立ち入</mark> らせないこと。	(架設通路) 2 前号の措置を講ずる箇所に作業に関係する者以外の者が立ち入る ことについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。
110	下から1行目 修正追記	(作業床)【(規)第563条第3項2号】 2 前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入 らせないこと。	(作業床) 2 前号の措置を講ずる箇所に作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。
111	下から2行目 修正追記	(足場の組立て等の作業)【(規)第 564 条第 1 項 2 号】 2 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内には、関係労働者以外 の労働者の立入りを禁止すること。	(足場の組立て等の作業) 2 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内に当該作業に関係する 者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。
164	下から 11 行目 修正追記	(評価の結果に基づく措置)【有機溶剤中毒予防規則第28条の3第3項3号】 3 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。	(評価の結果に基づく措置) 3 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもって調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。
165	5 行目 修正追記	【有機溶剤中毒予防規則 第28条の4第2項3号】 3 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。	3 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的 記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働 者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。
169	12 行目 修正追記	(健康診断結果報告)【有機溶剤中毒予防規則 第30条の3】 第30条の3 事業者は、第29条第2項、第3項又は第5項の健康診 断(定期のものに限る。)を行ったときは、遅滞なく、有機溶剤等健 康診断結果報告書(様式第3号の2)を所轄労働基準監督署長に提出 しなければならない。	(健康診断結果報告) 第30条の3 事業者は、健康診断(第29条第2項、第3項又は第5項の健康診断であって定期のものに限る。以下この条において同じ。)を行ったときは、遅滞なく、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。 1 労働保険番号

			2 事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号 3 常時使用する労働者の数 4 報告の対象となる期間、当該報告期間の属する年における報告の 回数及び健康診断の実施年月日 5 健康診断の実施機関の名称及び所在地 6 有機溶剤業務の内容及び当該有機溶剤業務に常時従事する労働者 の数 7 健康診断を受けた労働者の数 8 第 29 条第 2 項第 4 号 (有機溶剤による他覚症状と通常認められ る症状の有無の検査に限る。)、第 5 項各号又は別表の下欄(尿中の 有機溶剤の代謝物の量の検査を除く。)に掲げる項目について健康診 断を受けた労働者の当該項目ごとの数及び当該項目(作業条件の調 査を除く。)について異常所見があると診断された労働者の当該項目 ごとの数 9 別表の上欄に掲げる有機溶剤等の区分ごとに当該区分に応じた同 表の下欄に掲げる項目(尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限
			る。)について健康診断を受けた労働者の当該区分ごとの数及び尿中の有機溶剤の代謝物の量の分布ごとの労働者の数 10 第8号の項目のいずれかについて異常所見があると診断された
			労働者の数(他覚所見のみ異常所見があると診断された労働者の数 を除く。)及び前2号に掲げる項目について医師による指示のあった
			労働者の数 11 産業医を選任している場合は当該産業医の氏名並びに所属機関
			の名称及び所在地 12 報告年月日及び事業者の職氏名
194	0 年日	 (評価の結果に基づく措置)【粉じん障害防止規則 第 26 条の 3 第 3 項 3 号】	(評価の結果に基づく措置)
194	2 行目 修正追記	(評価の結果に基づく指直) 【材しん障害的正規則 第20条の3第3項35] 3 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、各作	(評価の結果に基づく指直) 3 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的
	修正坦記	3	3 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的 記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によ
		未物に力関有が自該記録の内存を吊時唯能できる機器を設置すること。	記録殊体(电磁的記録(电子的力式、磁気的力式での他人の知見によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計
			算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体を
			いう。以下同じ。)をもって調製するファイルに記録し、かつ、各作
			業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。
197	13 行目	【粉じん障害防止規則 第26条の4第2項3号】	3 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的
	修正追記	3 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、各作	記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働
		業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置するこ	者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。
		と。	